



我孫子市

Abiko city

平成 28 年 4 月 26 日
定例記者会見資料

発達に支援が必要な子どもの支援を充実

市のこども発達センターは、当初、障害者福祉という視点において事業を開始しました。その後、発達に支援が必要な子どもの支援にあたっては、子育ての段階からの支援が重要であると考え、平成 21 年 4 月から子ども部子ども相談課に編入され、市の療育支援施設の拠点として位置づけられました。市独自の事業として、相談（初回面接・心理相談）や療育（理学療法、作業療法、言語聴覚療法、家庭療育指導）と障害者自立支援法に規定されていた児童デイサービス「ひまわり園」を行い、乳幼児を育てる保護者の気持ちに寄り添い、支えることができる支援体制を児童福祉法改正以前から行ってきました。近隣地域で、このような体制で行っている発達センターは少なく、画期的な施設です。その後、平成 24 年の児童福祉法改正により、児童福祉法の法定事業である相談支援事業所「なの花」（法定の児童発達支援事業所等を利用するためには、相談支援事業所でサービス等利用計画の作成が必須で、そのサービス等利用計画を作成する事業所）と児童発達支援事業所「ひまわり園」（子どもの集団療育に特化した事業所）を併設し事業を開始しました。また、国からの要望による身近な支援体制強化のために少なくとも各市町村に 1 か所の児童発達支援センターを設置する整備目標が示されたことや、平成 27 年の子ども・子育て支援新制度も踏まえ、市では、地域の中核的な療育支援施設として位置づけられたこども発達センターの施設整備を平成 26 年度から行い、平成 28 年 4 月より児童発達支援センターの機能を追加した事業を実施することになりました。

子ども全体の人口が減少する中、こども発達センターの利用人数は増加傾向にあります。昨年は 700 人を超える子どもとその家族の支援をしており、市内の 0 歳から 5 歳児の対象年齢に占める利用割合は全体の約 15% となります。このような状況のなか、新しいこども発達センターは、保育所や幼稚園、学校、福祉施設、民間事業所等に専門的な知識・経験を提供することにより、地域支援を一層充実させます。また、相談・療育を開始するまでの時間を短縮し、相談支援の充実と新たに保育所等訪問支援事業「おひさま」を実施できる施設となりました。

【施設概要】

- ・建設した建物の規模：鉄骨造 2 階建て（エレベーター付き） 床面積 999.80 m²
 - 1 階・・・児童発達支援センター 相談支援事業 保育所等訪問事業
 - 2 階・・・市単独事業 相談（医療相談、発達相談、心理相談等）、外来療育
- ・新しいこども発達センターの開設：平成 28 年 4 月から
- ・児童発達支援センターとしての事業開始：平成 28 年 5 月から

【問い合わせ】

我孫子市子ども部子ども相談課

こども発達センター

担当 岡本・遠藤

☎ 04-7188-0472